別記様式第１５号（第９条関係）

令和８年１０月８日

審 査 結 果 報 告 書

福知山市議会議長　様

福知山市議会議員政治倫理審査会
委員長　　髙　橋　正　樹

令和７年１１月２６日付けで提出された福知山市議会議員政治倫理条例第８条第１項の規定に基づく審査請求福議第６４８号について、福知山市議会議員政治倫理審査会での審査が終了しましたので、次のとおり審査の結果を通知します。

記

対 象 議 員 名	片山　正紀
審査請求の内容	令和７年第４回（９月）定例会の一般質問が、福知山市議会議員政治倫理条例に違反する疑いがある。
審 査 の 結 果	福知山市議会議員政治倫理条例第５条に掲げる政治倫理基準に違反する行為はないものと判断する。 （詳細は別紙のとおり）
審 査 会 の 意 見	（別紙のとおり）

（別紙）

審査の結果

１　審査会の設置

令和７年１１月２６日付けで福知山市議会議員政治倫理条例第８条第１項の規定に基づき、審査請求代表者から議長に審査請求書が提出された。

この提出を受け、議長は、同条例第１０条第１項及び第３項の規定に基づき、令和７年１１月２８日付けで福知山市議会議員政治倫理審査会を設置し、次の９名を審査会委員に指名し審査を付託した。

指名議員：大谷洋介議員、吉見純男議員、髙橋正樹議員、森下賢司議員、
塩見　聡議員、田渕裕二議員、井上雄一議員、田中法男議員、
小原彰紀議員

また、互選により委員長に髙橋正樹議員、副委員長に田中法男議員を選任した。

２　審査の経過

審査の経過及び内容は次のとおりである。

第１回審査会　令和７年１１月２８日（金）

・審査会の設置、委員の指名、正副委員長の選任、審査の付託後、今後の進め方及び今後の審査日程について協議を行った。

第２回審査会　令和７年１２月８日（月）

・審査請求に係る関係者（執行部）に対し事情聴取を行った。

第３回審査会　令和７年１２月１７日（水）

・審査請求に係る審査対象議員に対し事情聴取を行った。また、審査対象議員から弁明請求書の提出があったため、弁明の機会を付与した。

第４回審査会　令和８年１月６日（火）

・審査請求代表者及び関係者（議長及び副議長）から経緯説明後、事情聴取を行った。

また、有識者（大学教授・弁護士）を招致して意見聴取を行うことを決定した。

第５回審査会　令和８年３月２５日（水）

・有識者を招致する日程を決定し、事前質問の方法等について確認した。

第６回審査会　令和８年４月１７日（金）
・有識者（大学教授）を招致し、有識者から事前質問への回答を得た。また、回答に対して質疑を行った。

第７回審査会　令和８年４月３０日（木）
・有識者（弁護士）を招致し、有識者から事前質問への回答を得た。また、回答に対して質疑を行った。

第８回審査会　令和８年５月１２日（火）
・有識者からの回答及び質疑応答のまとめの確認を行った。

第９回審査会　令和８年５月２５日（月）
・議員公開用資料について協議を行い、全議員に対し、これまでの審査会の経過を公開することを決定した。

第 10 回審査会　令和８年６月２５日（木）
・審査対象議員から弁明請求書の提出があったため、弁明の機会を付与した。

第 11 回審査会　令和８年７月１４日（火）
・審査結論について協議を行ったが、再度、審査対象議員に対し事情聴取を行う必要があると決定した。

第 12 回審査会　令和８年７月３１日（金）
・審査請求に係る審査対象議員を再度招致し、事実確認のための事情聴取を行った。

第 13 回審査会　令和８年８月１０日（月）
・審査請求に係る関係者として、渡邊副市長を招致し、経緯説明を求めることを決定した。

第 14 回審査会　令和８年８月２４日（月）
・審査請求に係る関係者（渡邊副市長）からの経緯説明後、事情聴取を行った。

第 15 回審査会　令和８年９月１８日（金）
・これまでの過程を踏まえ、各委員から結論に向けた意見を述べた後、次回審査会において審査結果の協議を行うことを決定した。

第 16 回審査会　令和８年１０月１日（木）
・政治倫理基準に違反する行為の存否について、各委員に最終見解を求めた。また、各委員からの見解を踏まえ、次回審査会において審査結果報告書（案）を示すこと

を決定した。

第17回審査会　令和８年１０月８日（木）

・前回の各委員の見解を踏まえ、審査結果報告の案を協議し、協議結果を反映させた審査結果報告書をもって議長に報告することを決定した。

３　審査の結果及び意見

本審査会は、全１７回にわたり、審査対象議員、審査請求に係る関係者、有識者（大学教授・弁護士）からの聴取等を行い、「倫理条例の政治倫理基準」に違反する行為の存否について審査を行った。

その結果、本審査会において、全委員（委員長を除く８名）の意見は、以下のとおり分れた。よって、両論を併記する。

●政治倫理基準に違反するとする意見【４名】

一般質問等で使用された資料の出所が不明であり、疑惑を持たれた際に説明責任を果たすべきである。議長に「質問者作成の聞き取りイメージ図」と申請をしたが、実際は市公文書と同一内容を加工したものであり、入手先の秘匿や説明責任の未了は議員の信用を失墜させる行為に該当するため、条例第５条第１号及び第１７号に違反し、措置として文書による厳重注意が妥当である。

●政治倫理基準に違反しないとする意見【４名】

資料の入手経緯や加工について、違反と認定する客観的な根拠や確たる証拠が示されておらず、推測で違反認定はできない。法的な調査権のない審査会において立証責任を議員側に転嫁することは不当であり、秘密漏洩や刑法上の問題は本審査会の範囲外である。よって、政治倫理基準違反には該当しない。

上記の結果により可否同数となったため、条例第１１条第５項の規定により、委員長の裁決により以下のとおり決した。

審査結果

福知山市議会議員政治倫理条例第５条に掲げる政治倫理基準に違反する行為はないものと判断する。

上記の判断理由

審査対象議員は、提示した資料のタイトルを「事業所名」から「質問者作成の聞き取りイメージ図」と書き換えたのは自身であることを認めており、資料の元図が同社のプラン図であることは確かである。本資料は、秘匿性のあるものであり、今後の新文化ホールの審議への影響も懸念されるという執行部の主張には一定の理解ができ

る。

違反とする側の委員は、資料の出所が不明であり説明責任の未了が議員の信用を失墜させる行為に該当するとの見解を示し、条例第５条第１号及び第１７号に該当し、措置として文書による厳重注意が妥当としている。

これに対し、違反はないとする側の委員は、資料の入手経緯や加工について違反と認定するための客観的な根拠が十分に確認できていないとの見解を示し、政治倫理基準には違反しないとしている。

招致した有識者（大学教授）は「実質的な秘密価値があるなら違反」とし、有識者（弁護士）は「入手・作成経緯の説明責任及び立証責任は議員側にある」との見解を示された。これに対し、対象議員へ入手経路について質問を重ねたが、複数の委員が求める回答としては不十分であった。

また、今回の審査請求には、執行部の意向や関与が疑われるとの主張があったが、審査会における副市長への事情聴取においては、そのような事実は認められなかった。

しかしながら、審査対象議員の一般質問時の状況に鑑みると、スクリーン投影は控え、資料の提示は短時間であり、インターネット中継においても提示による不利益となる影響は現実的に確認できない。実質的に秘密価値のある情報であるかの判定は、説明責任が完全に果たされていないという点は残るにせよ、本審査会での判断は困難である。

以上の点をもって、条例に照らしての判断としては、存否を明確にするということにまでは至らないことから、政治倫理基準に違反するとは言えないと判断した。

（参考）福知山市議会議員政治倫理条例

第５条　議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

（１）市民の代表者及び公職にある者として、その品位又は名誉を損なう一切の行為を慎み、その職務に関し、不正の疑惑を持たれる行為をしないこと。

（17）前各号に掲げるもののほか、議員一般若しくは議会全体に対する市民の信頼を失墜させる行為又は誠実若しくは公正な職務遂行を損なうおそれがある行為を行わないこと。

第 11 条　審査会は、議長から審査を付託されたときは、政治倫理基準に違反する行為の有無について審査する。

５　審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第 14 条　審査会は、審査を終了したときは、議長に対し、速やかにその審査の結果に意見を付して報告しなければならない。この場合において、政治倫理基準に違反する行為があると認めるときは、当該報告に次の各号のいずれかの措置を講ずるよう意見を付さなければならない。

（１）文書による厳重注意

（２）議会内での役職の辞任勧告

（３）議員の辞職勧告

（４）その他必要と認める措置